

理事及び監事報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人一粒子学園(以下「法人」という)定款第21条の規定に基づき、理事及び監事(以下「役員」という)の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

(実費弁償)

第2条 理事会に出席する役員に対して、実費として5,000円を弁償することができる。

2 監事が定款第18条第2項の規程により監査をしたときは、前記の規定に準ずる。

(委任)

第3条 規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が評議員会に諮って定める。

(附則)

この規程は、平成29年6月23日から施行する